

○南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例施行規則

平成18年1月1日

規則第129号

改正 平成22年6月24日規則第12号

平成23年9月8日規則第12号

平成25年3月8日規則第2号

平成28年6月3日規則第18号

令和元年12月23日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例(平成18年南丹市条例第200号。以下「条例」という。)における市が定める基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令等)

第2条 条例第7条第1項の関係法令とは、次の法律、政令、省令等をいう。

都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、森林法(昭和26年法律第249号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、農地法(昭和27年法律第229号)、河川法(昭和39年法律第167号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、道路法(昭和27年法律第180号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、環境基本法(平成5年法律第91号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)等及びこれら法律施行に必要な政令、省令、通達等並びに京都府の条例、規則等をいう。

(技術的基準等)

第3条 条例の規定により規則で定める基準は、次の表によるものとする。

区分	別表区分
公共施設等の技術的基準(条例第17条、条例第18条、条例第19条、条例第23条、条例第24条、条例第26条)	別表第1
消防水利運用基準(条例第21条)	別表第2

2 条例第6条第2項第2号及び同条第3項第4号並びに条例第7条第5項に定める特段審査を要しない構造物は、次の各号のとおりとする。ただし、乗入れ幅に影響する構造物はこの限りでない。

(1) 見切りコンクリート、ブロック塀、フェンスその他これらに類するもの

(2) 反射鏡、照明、電柱その他これらに類するもの

(3) プロパン庫

(様式及び手続)

第4条 条例の規定により規則で定める様式は、別表第4で定めるものとする。

2 事業者は、条例第3条第1項の規定により同意を得た行為に着手するときは、当該同意に係る区域に開発行為等表示板を設置し、着手する旨を市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の園部町開発指導要綱施行細則(平成4年園部町告示第26号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年6月24日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第3の4の次に5敷地が接する道路を加える改正規定中(2)及び(3)の規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成23年9月8日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月8日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月3日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に、改正前の南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例施行規則(平成18年南丹市規則第129号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年12月23日規則第23号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

公共施設等の技術的基準

(目的)

- 第1 この技術的基準は、条例に基づく公共施設等の整備について、一定の基準を定め、良好な市街地の形成を図ることを目的とする。なお、この規則に定めのないものは、法第33条、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第23条の2から第29条まで、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第20条から第27条までの規定を準用するものとする。

(周辺の事業計画との関連)

- 第2 事業計画は、条例第8条に定めるもののほか、開発区域の周辺に次の(1)から(5)に掲げる工事計画等がある場合には、これを勘案して計画しなければならない。

- (1) 公共施設の新設又は改廃等の計画
- (2) 法第29条の規定により許可された開発行為
- (3) 建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定された道路
- (4) その他前(1)から(3)までに準ずるもの

(道路)

- 第3 条例第18条に定める道路の基準は、次に定めるところによるものとする。ただし、公共団体の管理に属するものとなる道路で、この基準に定めのないものについては道路構造令(昭和45年政令第320号)、道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例(平成24年京都府条例第44号)及び南丹市道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例(平成24年条例第25号)に適合するよう設計するものとする。

1 道路網

開発区域又は建築区域及びそれらの区域周辺の道路は、交通量、自動車及び歩

行者の交通動態を勘案し、総合的に計画するものとする。なお、計画道路の幅員は、歩道又はL型側溝若しくはコンクリート蓋等で車両通行上支障のない場合は側溝を含むものとし、車両通行上支障のない電柱等、点在する路上工作物がある場合はこれを除いた幅員とする。

## 2 主要な道路の幅員

住宅地を開発する場合、開発区域内における主要な道路の有効幅員は、次表のとおりとする。

開発区域面積	主要道路の幅員
30,000m <sup>2</sup> 未満	6.0m以上
30,000m <sup>2</sup> 以上～50,000m <sup>2</sup> 未満	6.5m以上
50,000m <sup>2</sup> 以上～100,000m <sup>2</sup> 未満	9.0m以上
100,000m <sup>2</sup> 以上	12.0m以上

## 3 開発区域内道路

開発区域内の各住宅へ直接面する道路であって主要な道路以外の道路の幅員は6m以上となるよう計画するものとし、通過交通を避け、主要な道路との接続が少なくなるよう計画するものとする。

## 4 街区計画

街区は、予定建築物の用途並びに敷地の規模及び配置を考慮して定めるものとし、住宅地における街区の長辺は80mから120mを標準とする。住宅地以外にあっては、予定建築物の用途等を勘案して定めるものとする。

## 5 敷地が接する道路

(1) 予定建築物等の用途、敷地の規模等に応じて次表の数値以上の幅員の道路が予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、自己の用に供する専用住宅については、この限りでない。

(緩和基準)

	住宅	住宅以外	
		出入口有	出入口無
1,000m <sup>2</sup> 未満	6.0m	6.0m	6.0m

1,000m <sup>2</sup> 以上1ha未満	6.0m	9.0m (6.5m)	6.0m
1ha以上	6.0m	9.0m	9.0m

上記の表の緩和基準は、既存建築物(用途変更を伴わないもの)の敷地拡大に伴う開発の場合であって、当該建築物の利用形態及び既存道路の通過交通量の増加等を総合的に判断し、市長がやむを得ないと認める場合に適用するものとする。ただし、法第29条の開発行為許可申請の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2) 新設道路については、(1)の表の出入口無の基準は適用しない。

## 6 街区のすみ切り

開発行為又は建築行為により新設又は改良しようとする道路(それぞれの行為を行う区域外の道路にあつては、新設又は改良しようとする範囲内に限る。)が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所は、その街角を等辺に切取り道路の区域に含めるものとし、そのすみ切り長(斜長)は道路の幅員に応じ、次の表に掲げる長さ以上とする。ただし、屈曲により生じる街角の内角が135度以上で、通行の安全上支障がないと認められるものは、この限りでない。なお、既存道路との交差部等において公安委員会との協議が必要なものは、道路管理者(予定を含む。)が行うものとする。

### 街区すみ切り長

道路の幅員	4.0m以上	6.0m以上	9.0m以上	11.0m以上
	6.0m未満	9.0m未満	11.0m未満	
4.0m以上6.0m未満	4.0m	4.0m	4.0m	4.0m
	3.0m	3.0m	3.0m	3.0m
	2.0m	2.0m	2.0m	2.0m
6.0m以上9.0m未満	4.0m	5.0m	5.0m	5.0m
	3.0m	4.0m	4.0m	4.0m
	2.0m	3.0m	3.0m	3.0m
9.0m以上11.0m未満	4.0m	5.0m	6.0m	6.0m
	3.0m	4.0m	5.0m	5.0m

	2.0m	3.0m	4.0m	4.0m
11.0m以上	4.0m	5.0m	6.0m	8.0m
	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m
	2.0m	3.0m	4.0m	5.0m

上段： $\theta \leq 60$ 度

中断： $60 \text{度} < \theta < 120$ 度

下段： $\theta \geq 120$ 度

$\theta$ ：交差、接続又は屈曲により生じる街角の内角

## 7 接続道路

- (1) 開発区域外の道路に接続する道路は、2路線以上とし、そのうち1路線は主要道路となるよう計画すること。ただし、開発区域の面積が10,000m<sup>2</sup>以下でやむを得ないと認められるときは1路線とすることができる。
- (2) 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9.0m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発にあつては6.5m)以上の道路に接続していること。
- (3) 接続することとなる区域外道路の幅員が不足する場合は、開発の規模、通行する車両の種類等を考慮し、歩行者及び車両の通行に支障のないよう幅員を確保しなければならない。

## 8 階段状の道路

歩行者の便宜上や防災上で特に必要な場合又は地形の状況によりやむを得ない場合は、次の(1)から(5)により道路を階段状とすることができる。

- (1) コンクリートその他これに類するもので築造すること。
- (2) 階段の高さが3mを超えるものにあつては、高さ3m以内ごとに踏幅1.5m以上の踊り場を設けること。
- (3) 高さが1.5mを超える階段には、その両側(出入口の部分を除く。)に耐久性のある材料手摺を設ける等の安全対策を講ずること。
- (4) 階段の蹴上げ高は15cm以下、踏幅は30cm以上とし、各段一定とすること。
- (5) 階段の登り口及び頂上には、アプローチとなる広場を設けること。

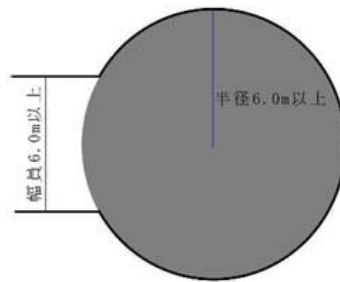
## 9 袋路状道路の禁止等

開発区域内の道路は、両端を他の道路(開発区域内の道路又は建築基準法第42

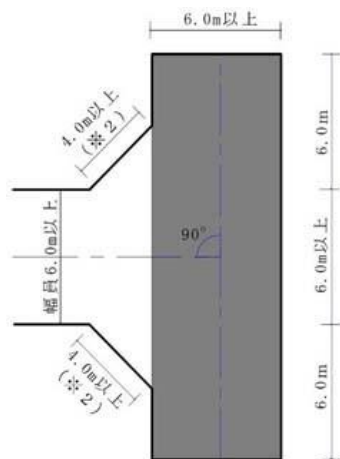
条に規定する道路に限る。以下この項において同じ。)に接続させなければならない。ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合で、市長が防災上及び車両の通行上支障がないと認めるものは、この限りでない。

(1) 道路の終端に次に掲げる形状の転回広場が設けられており、かつ、幅員1.5m以上の避難通路が転回広場から避難に支障のない箇所まで配置されているとき。ただし、開発区域の面積が1,000m<sup>2</sup>未満で、かつ、転回広場を含む袋路状道路の延長が70m以下の開発行為にあっては、避難通路が配置されていることを要しない。

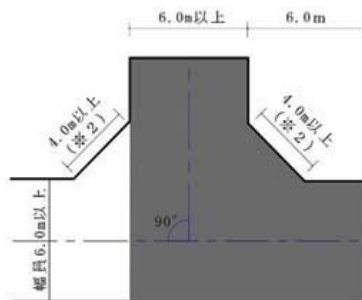
ア 円形(※1)



イ T字形



ウ ト字形



※1 円弧及び円に外接する直線で構成される形状又は円に外接する直線のみで構成される形状は可とする。

※2 6に掲げる「すみ切り」の基準に適合するようにすること。

※3 避難通路は、その全幅員が直接網掛け部分に接続するよう配置すること。

(2) 開発区域の面積が1,000m<sup>2</sup>未満の開発行為であって、道路の終端に接する土地(建築物の敷地として利用されていない土地に限る。)において、当該道路の延長又は当該道路と他の道路との接続が予定されており、かつ、合理的な期間内に完成することが確実であると認められるとき。

(3) 両端が他の道路に接続する開発区域内の道路から、新たに道路を分岐してその終端を当該開発区域と隣接する土地(建築物の敷地として利用されていない土地に限る。)まで延長することにより、開発区域を含む周辺区域の良好な市街地の形成に寄与すると市長が認めるとき。

## 10 道路の構造

(1) 縦断勾配は、原則として最大9%以下とする。ただし、地形的にやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12%以下とすることができる。

(2) 横断勾配は、道路線形、縦断勾配、路面の種別等を考慮して定めるものとし、車道舗装は1.5%～2.0%、歩道又は自転車道等は2.0%を標準値とする。ただし、片勾配を付する場合はこの限りでない。

(3) 車道舗装は、アスファルト舗装を原則とし、その構造は、路床土の試験を実施してその結果から設計CBRを算出し、公益社団法人日本道路協会による「舗装設計施工指針」(以下「舗装設計施工指針」という。)に定める次表の交通量の区分に基づき、設計、施工するものとする。

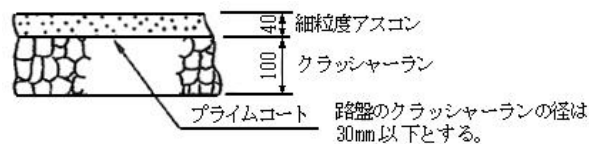
交通区分	舗装計画交通量(台/日・方向)
N7	3,000以上
N6	1,000以上 3,000未満
N5	250以上 1,000未満
N4	100以上 250未満
N3	40以上 100未満
N2	15以上 40未満



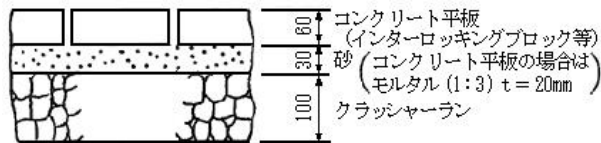
ただし、路床土の試験を行わない場合は、設計CBRを3とする。

- (4) 歩道舗装は、細粒度アスファルト舗装を原則とし、設計、施工は舗装設計施工指針によるものとする。ただし、周辺環境や景観等を考慮して、カラー舗装又は平板やインターロッキングブロックを用いた歩板材舗装とすることができる。なお、舗装構成は下記を標準とする。

① アスファルト舗装



② 歩板材舗装



## 11 道路の側溝等

道路の側溝は、次の(1)から(4)により築造しなければならない。

- (1) 道路の両側には、雨水等を有効に排出するため必要なコンクリート製U型側溝を設けることとする。ただし、路面の排水のみに供する側溝については、L型側溝とすることができる。
- (2) 築造する道路の路肩がこれに接する土地より高いときは、特に路肩及び側溝等の崩壊のおそれのない工法とし、その構造等については当該道路の管理予定者と協議を行うこと。
- (3) 側溝に蓋を設ける場合は、コンクリート床板とし、必要に応じてグレーチング(騒音防止型・受枠付)を設置するものとする。なお、蓋の耐荷荷重は、25t荷重とする。ただし、側溝が歩道内となる場合はこの限りでない。
- (4) 側溝(L型側溝を含む。)の流量計算及び流末の接続等については公益社団法人日本道路協会による「道路土工—排水工指針」によるものとする。

## 12 車両の乗り入れ幅等

車両が車庫等の道路外の施設に出入りする箇所及び交差点等で歩道を切り下げ

る必要がある箇所の構造は次によるものとする。

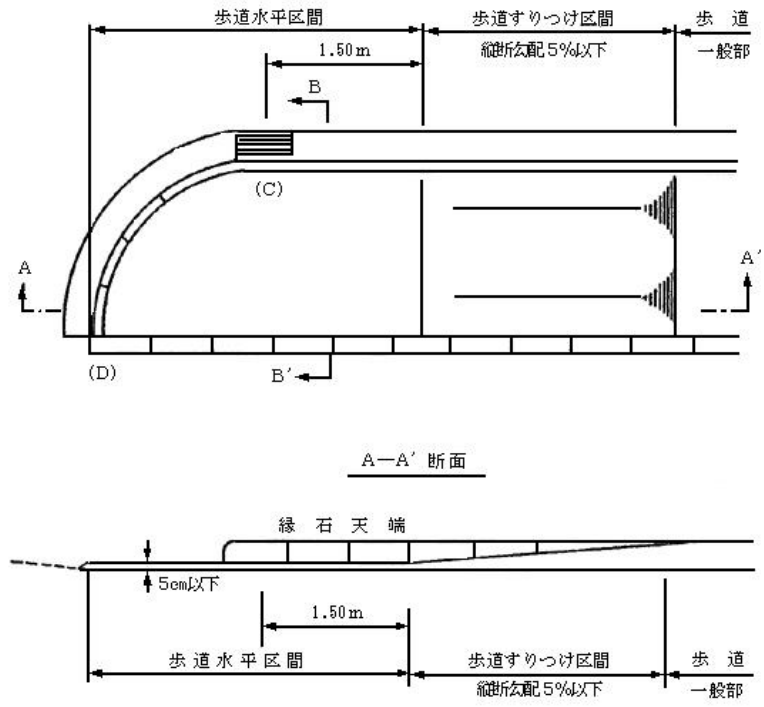
- (1) すり付け勾配は、車椅子等が支障なく通れる勾配とし、縦断勾配を5%以下とする。ただし、沿道状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。
- (2) すり付け区間と段差の間には水平区間を設けることとし、その値は1.5m以上とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) 車道と歩道との段差は、次表のとおりとする。

歩道の種類	標準の高さ
車両乗り入れ無し	20cm
車両乗り入れ有り	5cm以下
交差点等	1cm以下
橋梁等の構造物保全機能を持たせる場合	25cm以下

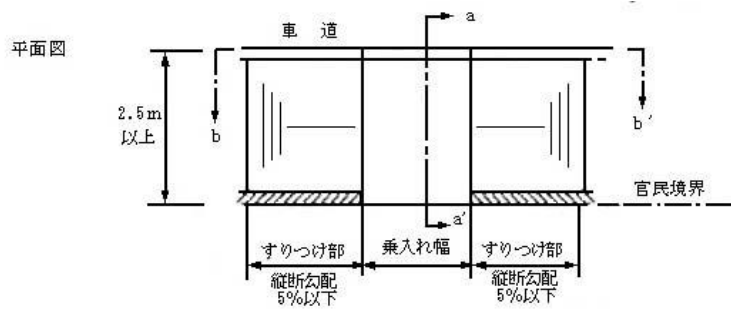
- (4) 車両の乗入れ幅及び歩道舗装の交通区分は次表を標準とする。

車種		隅切半径	乗入れ幅	交通区分
乗用車・小型貨物自動車等		1.0m	4.0m	L 交通
大型貨物自動車(4t以下)		1.0m	8.0m	A 交通
大型貨物自動車	6.5t以下	1.0m	8.0m	A 交通
	6.5t超過	1.0m	12.0m	B 交通

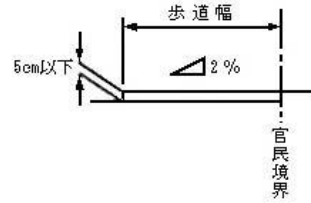
- (5) 車両の乗入れ箇所は、原則として出入対象施設につき1路線あたり1箇所とする。ただし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び大型車の出入する場合は、1路線あたり2箇所とすることができる。
- (6) 車両の乗入れは次に掲げる箇所以外の箇所とすること。
  - ① 横断歩道内
  - ② 交差点の側端から5m以内
  - ③ バス停留所を表示する標柱又は標示板から10m以内
- (7) 歩道切下げの標準的な計画図は、次のとおりとする。
  - ① 開発区域内の道路の場合



② 車両乗入れの場合

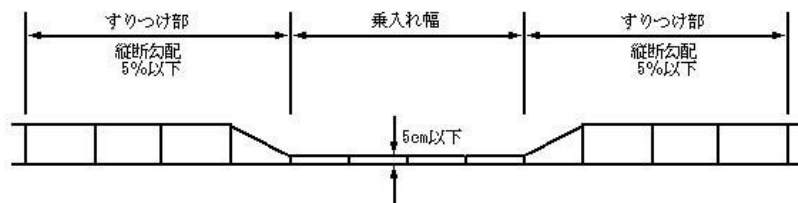


a - a' 断面図

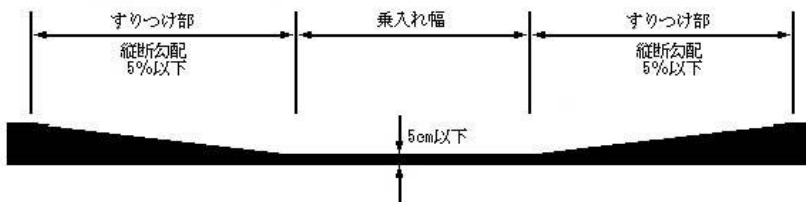


b - b' 断面図

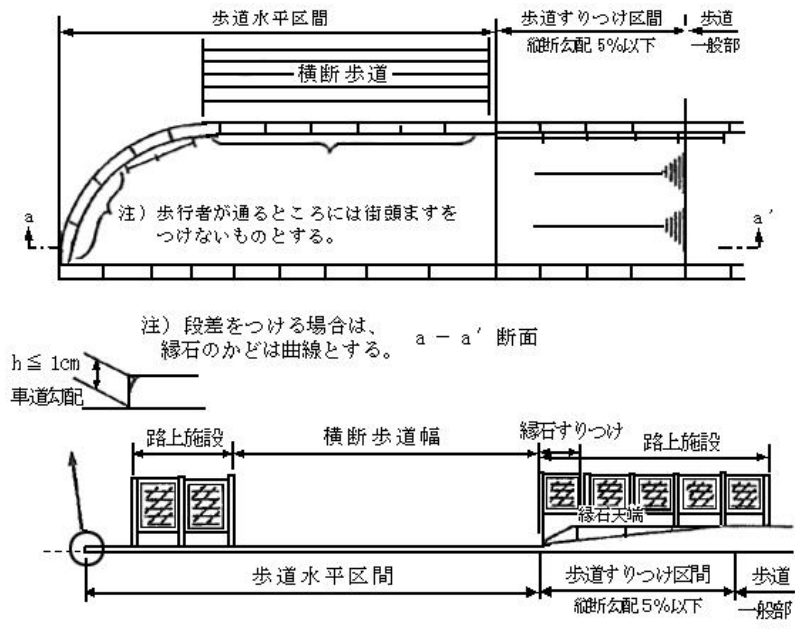
(縁石部分)



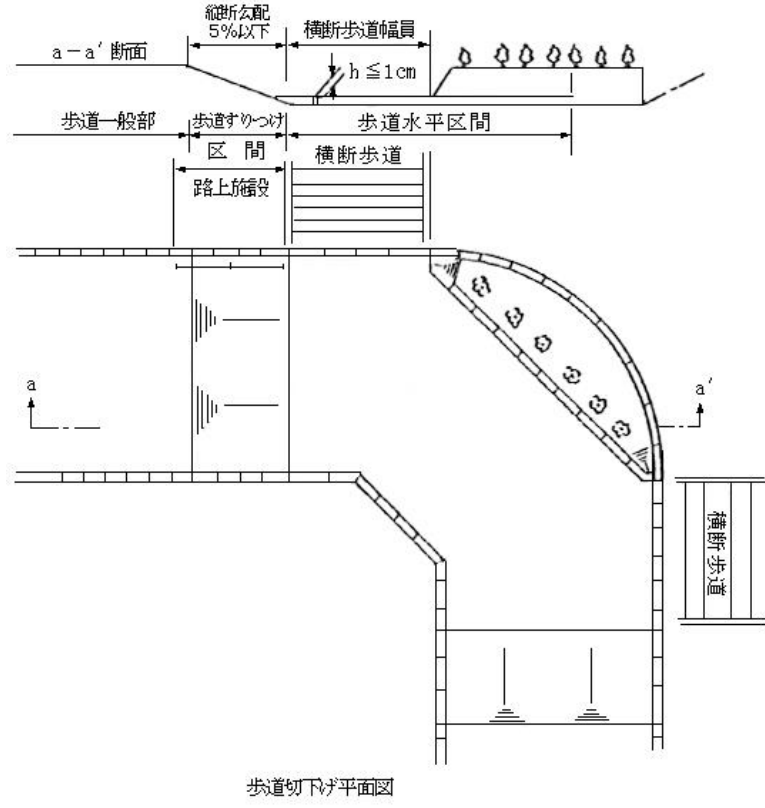
(アスファルト部分)



③ 横断歩道がある場合



④ 交差点で横断歩道がある場合



13 交通安全施設

開発区域内又は建築区域内の道路通行の安全上必要となる場所には、防護柵、道路反射鏡、道路標識等の交通安全施設を道路管理者(予定を含む。)との協議に基づき設けるものとする。

#### 14 道路内の地下埋設物

道路内に設置する上水道管、下水道管、ガス管等の地下埋設物については、道路管理者(予定を含む。)に協議の上、設計施工すること。なお、設置の位置及びその管理者を明確にして、道路管理者に所定の手続をすること。

#### 15 標識等の設置場所

電柱、消火栓及び防火水槽の標柱等は、道路外で空地(道路敷)を確保し設置すること。ただし、公園、緑地及び防火水槽等の他の公共施設の空地への設置又は道路の管理者との協議により設置される場合はこの限りでない。

#### (公園)

第4 条例第19条に規定する公園及び緑地の基準は次に定めるものとする。

- (1) 街区公園(面積10,000m<sup>2</sup>以下、標準面積2,500m<sup>2</sup>)の配置については、誘致距離の標準を250mとして計算すること。この場合、誘致圏は交通頻繁な道路、河川等によって妨げられないものとする。
- (2) 街区公園の敷地の形状は、三角地等を避け300m<sup>2</sup>以上の有効な広場が得られる形状であること。
- (3) 街区公園の敷地は、おおむね3%以下の<sup>こう</sup>勾配の平坦地であること。
- (4) 近隣公園(面積10,000m<sup>2</sup>以上、標準20,000m<sup>2</sup>)以上の公園については、文化財保護物件のある付近、眺望のすぐれたところ、学校付近等に場所を選定するとともに、近隣住区又は開発区域全体からみて、その中心部となるよう計画すること。
- (5) 公園の面積比率算定については、公園として有効な利用ができる面積をもって算出すること。
- (6) 近隣公園以上の公園については、公園敷地面積の過半がまとまった平坦地であること。

#### (排水施設)

#### 第5

1 雨水関係 条例第23条第1項の規定による雨水排水に関する基準は次に定めるものとし、排水路・河川等に接続するものとする。

- (1) 水路の統合廃止・改良及び用水施設の改廃等については、土地改良区等の水

利関係団体の同意書を添付すること。

- (2) 原則として、開渠を暗渠に変えることは認めない。ただし、やむを得ず認める場合は、内径又は内法幅を20cm以上とし、維持管理を容易にする構造とすること。
- (3) 隣接して農地のある場合は、隣接農地の用水及び排水について、土地改良区等の水利関係団体の同意書を添付するものとする。
- (4) 開発区域又は建築区域及びそれらの区域周辺の水路については、コンクリート等の永久構造物による水路とすること。
- (5) 水路の改修は、開発区域又は建築区域を含む集水区域全体の流量を勘案した上、計画し、河川等の管理者と協議を行うものとする。
- (6) 放流先の能力、周辺の状況により当該施設の管理者が必要と認めた場合は、自己の負担により排水施設を整備すること。
- (7) 河川水路の余裕高(H)は、河川法が適用されるものについては、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)によるものとし、その他の河川・水路については次表によること。

計画高水量	余裕高
0.05m <sup>3</sup> /S未満	5cm
0.05m <sup>3</sup> /S ~0.10m <sup>3</sup> /S未満	10cm
0.10m <sup>3</sup> /S ~1.00m <sup>3</sup> /S未満	20cm
1.00m <sup>3</sup> /S ~10.0m <sup>3</sup> /S未満	30cm
10.0m <sup>3</sup> /S ~20.0m <sup>3</sup> /S未満	40cm
20.0m <sup>3</sup> /S ~30.0m <sup>3</sup> /S未満	50cm
30.0m <sup>3</sup> /S ~40.0m <sup>3</sup> /S未満	60cm

- (8) 水路には、維持管理用の通路を設けるものとし、その幅は水路の高さ又は幅の最大値とする。ただし、最小幅は60cm以上とする。
- (9) 河川法による河川改修は、その手続を終え許可があった後の施工とする。なお、南丹市法定外公共用物の管理及び使用に関する条例(平成25年条例第24号)第2条第2号及び第3号に掲げる河川、水路等の改修は、同条例及びその管理者

の指示に従うものとする。

(10) 排水計画

① 雨水の計画流出量

$$Q=0.2778 \times f \times r \times A \times G$$

Q : 計画流出量  $\text{m}^3/\text{sec}$

r : 降雨強度  $20\text{mm}/15\text{min}=80\text{mm}/\text{h}$

(宅地造成等規制法による規制区域はその基準による。)

f : 流出係数 0.8

A : 集水面積  $\text{km}^2$

G : 土砂混入率  $(1+0.1)$ (ただし、傾斜地のみ)

② 計画流出量に基づく計画流下量

(マンニングの公式及びその数値による。)

$$Q=V \times WA$$

$$V=(1/n) \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

$$R=WA/ WP$$

Q : 計画流下量  $\text{m}^3/\text{sec}$

V : 流速  $\text{m}/\text{sec}$

n : 粗度係数

R : 経深 m

I : 勾配

WA : 流水の断面積  $\text{m}^2$

WP : 流水の潤辺長 m

③ 粗度係数(n)は次の数値とする。

側溝  $n=0.015$

コンクリート護岸で河床コンクリート張り  $n=0.0225$

ブロック護岸で河床コンクリート張り  $n=0.025$

護岸工施工  $n=0.030$

(11) この基準によるほか、河川、水路等の施設の構造は、当該管理者の指示を受け、河川管理施設等構造令、国土交通省河川砂防技術基準によること。



2 調整池関係等 前1においてやむを得ない理由により河川等の改修を行わない場合又は河川等の改修が困難な場合は、次に定めるものにより調整池等を設けるものとする。

- (1) 放流先の排水能力が不足する場合は、河川改修を原則とするが、やむを得ない場合で、河川、水路管理者と協議の上、支障のないものは、開発区域内において調整池その他の施設を放流先の排水能力が確保されるまで暫定的に設けることができる。
- (2) 調整池その他の施設については、流入する排水は雨水のみとし、放流先の河川改修等の計画があり、施工が確実と認められ、当該調整池について責任ある管理者が確定している場合に設けることができる。
- (3) 内水排除対策については、内水水域で開発行為により内水量の増加、水位上昇及び内水域の面積増加が見込まれる場合は、原則として付近関係者と意見の調整を行い、この影響を取り除くのに必要な排水ポンプその他の施設を配置すること。
- (4) 開発区域外に流域を持つ河川及び水路の流量の算定に当たっては、開発区域内と同様の計算式を用いること。ただし、一級河川及び二級河川はその管理者が決定する断面に従うことを原則とする。
- (5) 開発に当たっては、区域内においての土砂が河川、水路に流入しないよう必要な箇所に沈砂池を設けること。なお、沈砂池は掘込構造とし、雨水は、沈砂池から溢流により河川水路等に放流するもので、溢流部には計画流量2割増しの流量を排水する断面で、60cm以上の余裕高をとり、周辺に安全上の措置を講じたものであること。
- (6) 溢流部断面の決定は次式により行うこと。

$$Q=(2/15) \times C \times \sqrt{2g(2b_o+3b_u)} \times H_o^{3/2}$$

C : 溢流係数 0.6

g : 9.8m/Sec<sup>2</sup>

b<sub>o</sub> : 断面上幅

b<sub>u</sub> : 断面下幅

H<sub>o</sub> : 水深

### 3 汚水関係

#### (1) 下水道処理

条例第23条第1項の規定による汚水排水の基準については下水道法(昭和33年法律第79号)及びその他関係法令等による基準によるものとし、次の①から④により計画するものとする。

- ① 公共下水道の事業区域は、公共下水道への接続を基本とする。
- ② 公共下水道の事業区域外であっても、下水道計画区域内については、公共下水道への接続を基本とする。
- ③ 公共下水道の整備状況や計画から接続が困難な場合は、合併処理方式を基本とし、将来公共下水道への接続が可能な計画とすること。
- ④ 市の指導、指示により設置した下水道施設は、全て市への帰属の対象とする。

#### (2) 浄化槽処理

条例第24条第2項の規定による基準は次に定めるものとする。

##### ① 一般構造

- ア 固形浮遊物を沈殿させ、浮上物が流出しない構造で、食品くず、汚泥の除去等維持管理が容易であること。
- イ 耐水性のある資材を使用し、臭気の発散を防止できる構造であること。
- ウ 安全で完全な蓋を設置し、雨水が流入しない構造であること。

##### ② 各部の構造と目的

- ア スクリーンは、おおむね米粒大以上の固形物を除去できる構造とし、設けない場合は沈殿槽を2室以上とすること。
- イ 沈殿槽は、前アに定めるように十分に分離できる構造であるほか、汚水の滞留時間を最小限にとどめる等、放流水の腐敗を防止すること。
- ウ 流入管、流出管等は、槽内の汚水のかくはんを防ぎ、沈殿効果を高めるとともに、浮上物を流出させない構造であること。

##### ③ 施設の規模等

- ア 住宅(10人世帯以下)に設置する沈殿槽の有効容量は、50リットル以上、表面積は0.15m<sup>2</sup>以上とし、流出管開口部の位置は有効水深の2分の1以上と

すること。

イ 浴室の排水を流入させる場合は、流速を調整する装置を設けること。

(整地及びがけ面の保護)

第6 条例第17条第2項に規定する基準は、次に定めるもののほか、法第33条第1項第7号及び都市計画法施行細則(昭和46年京都府規則第45号)によるものとする。

#### 1 整地

- (1) 開発に当たっては、開発区域及び当該開発行為により地盤沈下等が生ずるおそれのある周辺地について、事前に宅地防災研究会編集による「宅地防災マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に定める軟弱地盤の判定に必要な調査を行うものとする。
- (2) 前(1)の調査により軟弱地盤と判定された場合は、マニュアルによる軟弱地盤対策を講じなければならない。
- (3) 造成施工の基面は、地表排水を良好にするため適切な勾配を付けるものとする。
- (4) 丘陵地及び山間部における造成は、開発区域の地形、傾斜等を考慮しできる限り日照確保に努めるものとする。

#### 2 がけ面の保護

- (1) 開発に伴いがけ(都市計画法施行規則第16条第4項に規定するがけをいう。)が生じた場合は、がけ面の崩壊を防ぐために、原則としてそのがけ面に擁壁等を設置するものとする。
- (2) 開発に伴い生ずるがけ面を擁壁で覆わない場合は、そのがけ面が風化や浸食等により不安定化するのを抑制するため、植生工等ののり面保護工を施行するものとする。

(ごみ集積場所)

第7 条例第24条第6項に定める一般廃棄物の集積施設(以下「集積場所」という。)の基準は次に定めるものとする。

#### 1 技術基準

- (1) 幅員4m以上の道路に接して設置されていること。ただし、集合住宅の場合であって幅員3m以上の通路を有する場合はこの限りでない。

- (2) 集積場所の入口面の幅は2m以上とすること。
- (3) 集積場所の入口面以外の箇所は、高さ1m以上のコンクリートブロック造又はコンクリート造の塀とすること。
- (4) 集積場所の敷地はコンクリートで覆い、2%の排水勾配を設け、かつ、その排水が開発区域又は建築区域から流出しない構造とすること。
- (5) 生ごみの回収を行う集積場所については、汚水の流出防止及び散乱防止の対策について配慮するものとし、その清掃についても散水栓等を設置するなど配慮するものとする。
- (6) 集積場所の必要面積は次表のとおりとする。

	計画戸数	必要敷地面積	備考
戸建 住宅	5戸以下	2.0m <sup>2</sup> 以上	(1) 20戸以下の場合で、近くに相当規模のごみ集積場があり、かつ、そのごみ集積場の使用について自治会等と調整ができた場合は、集積場所の設置の必要はない。  (2) (1)の規定により使用することとなった集積場所がごみ集積施設設置基準に適合していない場合は、適合するよう改修しなければならない。ただし、自治会等の同意を得ており、やむを得ないと市長が認めた場合はこの限りでない。
	6～10戸	2.5m <sup>2</sup> 以上	
	11～15戸	3.5m <sup>2</sup> 以上	
	16～20戸	4.5m <sup>2</sup> 以上	
	21戸以上	別途協議のこと	
集合 住宅	1棟について	1箇所	(1) 1戸当たりの平均専有面積が30m <sup>2</sup> 未満の場合は、必要敷地面積に0.6を乗じて得た数の面積とすることができる。ただし、この場合においても2m <sup>2</sup> を下回ることはできない。  (2) 開発行為及び建築行為の事業者が、同時に複数の棟を建築する場合には、1箇所の集積施設とすることができる。この場合における戸数は、全ての棟の合計の戸
	5戸以下	2.0m <sup>2</sup> 以上	
	6～10戸	2.5m <sup>2</sup> 以上	
	11～15戸	3.5m <sup>2</sup> 以上	
	16～20戸	4.5m <sup>2</sup> 以上	
	21～25戸	5.5m <sup>2</sup> 以上	
	26～30戸	6.5m <sup>2</sup> 以上	
	31戸以上	別途協議のこと	

			数により必要敷地面積を算出するものとする。
--	--	--	-----------------------

## 2 維持管理

集積場所の維持管理は自治会又はごみ置場の使用者等が行うものとする。

### (駐車場の確保)

第8 条例第26条に規定する駐車場の基準は次に定めるものとする。

#### 1 駐車場

- (1) 駐車場1台あたりの区画は幅2.5m奥行5.4m以上確保すること。
- (2) 駐車場は開発区域又は建築区域内に計画戸数と同数以上設けること。ただし、集合住宅の場合であって土地利用上やむを得ないと市長が認めた場合は、開発区域又は建築区域から直線距離で300m以内の土地に必要な台数の5割未満までの台数を確保することができる。
- (3) (2)ただし書の規定の適用を受ける事業者は、開発区域外及び建築区域外で設ける駐車場の区画が(1)に定める基準以下の場合、その基準に適合するよう改修すること。ただし、やむを得ない理由により改修が困難であると市長が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 学校法人が事業者である学生寮については、(1)及び(2)の規定に関わらず別途市長と協議して定めるものとする。
- (5) 店舗等の住宅以外の建築物の建築を行う事業者は、(1)及び(2)の規定に関わらず当該店舗等の建築により路上駐車が生じないように、規模、用途に応じた駐車場を設けなければならない。ただし、その設置については別途市長と協議して定めるものとする。

#### 2 自転車駐輪場

- (1) 集合住宅は計画戸数の倍以上台数が駐輪可能な駐輪場を確保し、その半数は屋根つきとすること。
- (2) 学校法人が事業者である学生寮については、(1)の規定に関わらず別途市長と協議して定めるものとする。
- (3) 店舗等の住宅以外の建築物の建築を行う事業者は、(1)の規定に関わらず路上駐輪が生じないように、規模、用途に応じた駐輪場を設けなければならない。

別表第2(第3条関係)

消防水利運用基準

(目的)

第1 この消防水利運用基準は、条例第21条の規定に基づく消防水利について、一定の基準を定め、適正で有効な消防水利を確保することを目的とする。

(消防水利の配置)

第2 事業者は、開発区域及び建築区域に必要な消防水利を、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)により整備するものとする。

第3 消防水利の基準に適合し、かつ、所管消防署長(以下「署長」という。)が認めた消防水利を、開発区域内に市街地(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第2条第1号に規定する市街地をいう。以下本表において同じ。)又は準市街地(消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下本表において同じ。)の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、次表の数値以下となるように設けるものとする。

用途地域	平均風速 年間平均風速が4メートル毎秒未満のもの	年間平均風速が4メートル毎秒以上のもの
近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域 (メートル)	100	80
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域 (メートル)	120	100

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けるものとする。

3 2に定める水利の配置は、消火栓のみに偏らないように努めるものとし、開発区域の面積が3,000m<sup>2</sup>を超える場合は防火水槽を設置しなければならない。

(消防水利の給水能力)

第4 消防水利の給水能力は、次によるものとする。

- (1) 消防水利は、原則として常時貯水量が40m<sup>3</sup>以上又は取水可能水量が毎分1m<sup>3</sup>以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有すること。
- (2) 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の給水管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が180m以下となるように配管されている場合は、75mm以上とすることができる。なお、市の地域水道事情により、消防署と協議の上、市の水道(消火栓)設置基準に準じて設置することができるものとする。

(消防水利の構造等)

第5 消防水利の構造等は、次によるものとする。

- (1) 吸管投入孔は、消防ポンプ車が2.0m以内に接近して容易に部署できること。
- (2) 地盤面から水利までの落差は、4.5m以下であること。
- (3) 取水部分の水深は、0.5m以上とし、取水部分の広さは、一辺が1.0m以上であること。
- (4) 防火水槽を埋設する場合は、耐圧及び地下水による浮力等を考慮のうえ、適切な深さに埋設することとする。
- (5) 吸管投入孔のある場合は、原則として円型とし、その直径は、0.6m以上であること。
- (6) 道路内の設置は、原則として認めない。可能な限り専用空地を確保すること。
- (7) 防火水槽は、原則として地下式とし、それ以外のものの設置にあつては市及び消防署と協議することとする。なお、漏水防止処置を施し、漏水のないもの(水道水等で満水にして10日経過後の減水量が0.5%以内であるもの。)とする。
- (8) 原則として二次製品については、(一財)日本消防設備安全センターの認定品に限り認めることができる。
- (9) 防火水槽専用空地は、次の基準により確保すること。
  - ① 躯体周囲に1.0m以上の管理空地を設け、周囲を高さ1.2m以上のネットフェンス又はブロックで区画し、躯体上部全面を厚さ0.1m以上のコンクリート打ちとして、雨水等が排水できる構造とすること。
  - ② 躯体上部を他の公共施設と共用する場合は、あらかじめ市長及び署長と協議

するとともに次の事項を遵守すること。

ア 吸管投入孔付近は、他の公共施設として使用しないこと。

イ 吸管投入孔付近とそれ以外の部分は、ブロック等(高さ1.2m以上)で完全に区画すること。

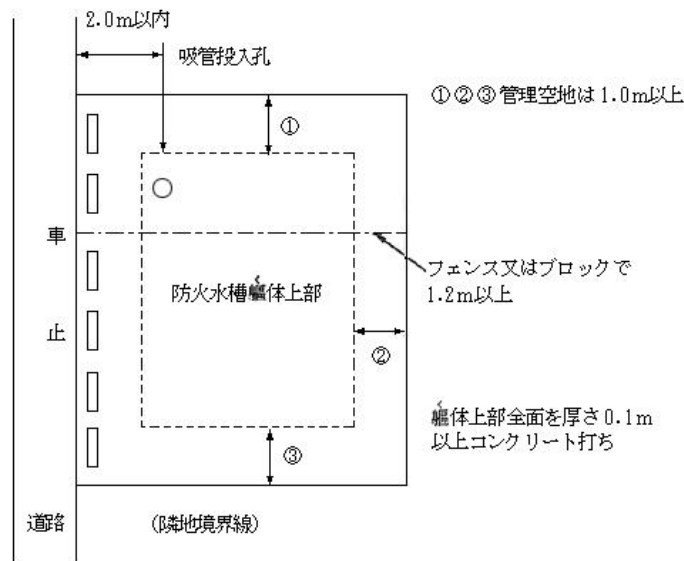
(10) 防火水槽を公園内に設ける場合は、次の基準により確保する。

① 吸管投入孔周囲は、1.0m以上のコンクリート打ち(厚さ0.1m以上)とすること。

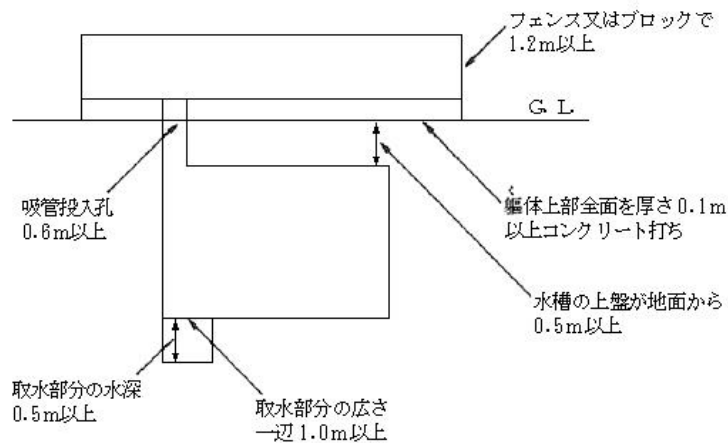
② 公園境界と水槽躯体との間は、1.0m以上の管理空地を確保すること。

☆防火水槽専用空地図

(平面図)



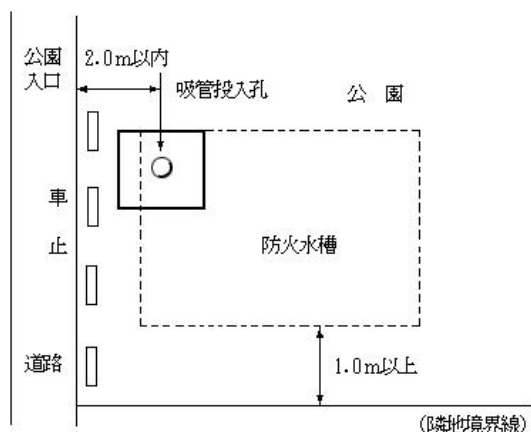
(断面図)



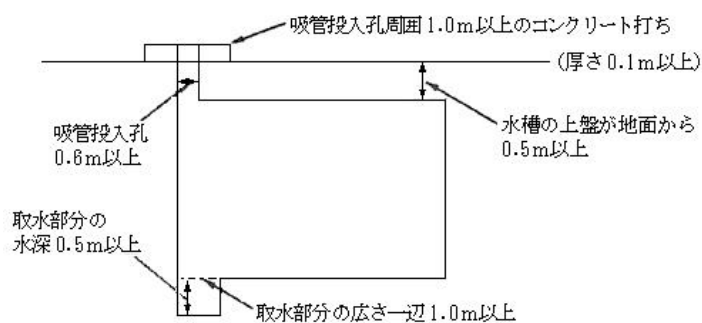
☆防火水槽を公園内に設ける場合図

(平面図)



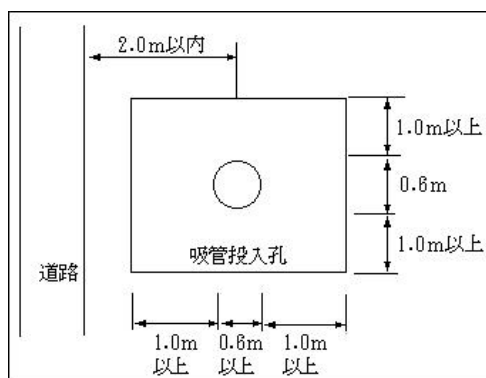


(断面図)



☆吸管投入孔周囲

(平面図)



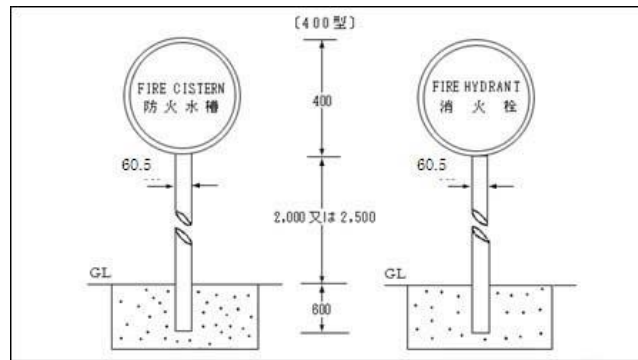
(11) 消火栓には、消火栓ボックス(ホース65mm×20m×2本、格納庫は鉄板製、管  
そう1本、消火栓開閉ハンドル1本、スタンドパイプ1本)を設置すること。

(消防水利の標識)

第6 消防水利の標識は、次によるものとする。

- (1) 消防水利を設置した箇所には、見やすい位置に、原則として当該水利の直近(お  
おむね5.0m以内)に設置すること。
- (2) 樹脂被覆製のポールで錆びにくい標示板を設置すること。

(3) 規格及び図案等は下図によること。



(防火水槽の検査等)

第7 署長は、防火水槽の新設工事に際し、次の(1)から(9)に掲げる工程の検査を行うものとする。

(1) 着工時検査

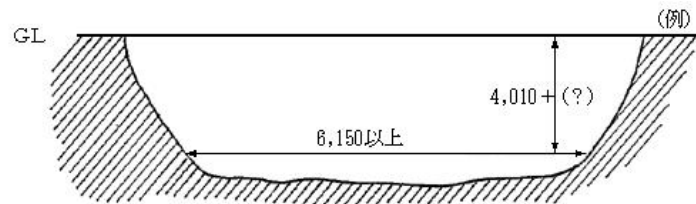
設置位置の確認等

(2) 掘削検査

① 掘削時

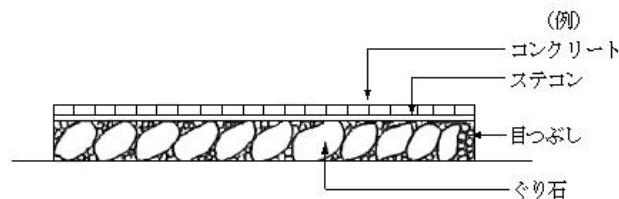
ア 計画地盤以下に掘りすぎているか。

イ わき水等に対して留意しているか。



② 基礎コンクリート打ち込み時

ぐり石基礎工は、ぐり石に目つぶしを加えた後、ランマー等で十分つき固め表面を均一に仕上げているか。



(3) 配筋検査

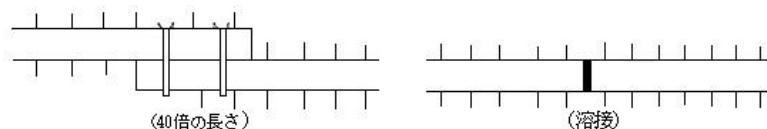
① 鉄筋配置時

ア 縦筋、横筋の配置は、設計図に定められた太さ、寸法どおりか。

イ 鉄筋の交差は、結束等で結合してあるか。

ウ 鉄筋と鉄筋の重ね合わせは3本までとする。

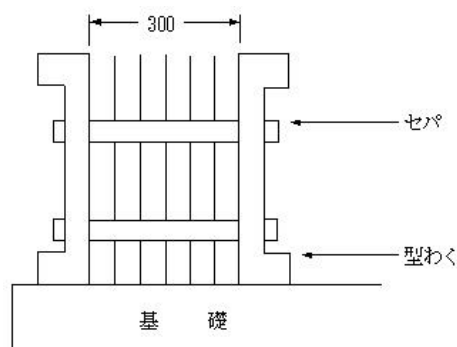
(注) 結束線は、千鳥で良いものとする。鉄筋と鉄筋とのつなぎ合わせは、口径の40倍とする溶接の場合は、そのままで良いものとする。



#### (4) 打上り検査

##### ① 型枠施工時

ア 型枠は、形状及び寸法が正しく一致し、強固に組み立ててあるか。



##### ② コンクリート打込み時

ア 完全に排水を行って底面、側面、頂面等を各連続打込みしているか。

イ 打込み後も連続排水して、汚水が打上り面に浸透したり、本体の硬化が不十分な間に外水圧が加わらないよう連続排水しているか。

ウ コンクリートの露出面は、日光、雨等が直接当たらないようにしてあるか。

エ セパレーター等の緩みがないか。

##### ③ 型枠撤去時

ア 全体を同時に取り外すのではなく、比較的荷重を受けていない部分から取り外しているか。

イ 躯体内の型枠は、どのようにしてどの部分から取り出しているか。

ウ 型枠出口の配筋はどうなっているか。

#### (5) 躯体検査

① 躯体検査時

ア 内寸法は、設計図どおりであるか。(容量検査)

イ 外寸法は、設計図どおりであるか。

② 防水処理施行時

ア 漏水防水が完全にされているか。(防水モルタル2度塗り、又は1cm以上の厚さのものが一度塗りでも差し支えない。)

(注) コンクリート打ち込み時に、防水剤を混入している場合もある。

(6) 水張り検査

① 水は投入孔(立ち上がり部分)の上まで張ってあるか。

② 漏水範囲は、水道水等で満水にして10日経過後の減水量が0.5%以内であるもの。



(7) 埋戻し検査

① 埋戻しの土にゴミが混入していないか。

② わき水等を埋戻し施工前まで排水しているか。

(8) 完成検査

① 水槽の回りは整頓してあるか。

② 事前協議の指導事項どおりであるか。

③ その他

(9) その他

① 上記の工程検査で工程上において適宜写真により、検査資料とすることができる。

(同意及び協議事務等)

第8 開発行為をしようとする事業者から消防水利の設置について、協議の申出があった場合、署長の指導を受けなければならない。この場合において、署長は市長と連

絡調整の上、指導に当たるものとする。

2 法第32条の規定に基づく、同意又は協議の申請が開発行為をしようとする事業者から提出された場合、基準に適合していると認められた時には、市長と署長が協議の上、同意又は協議の成立をすることができるものとする。

(その他)

第9 地域的事情その他等から、本運用基準により得たい開発行為の消防水利について、市長と署長がその都度協議調整の上、指導するものとする。

別表第3(第3条関係)

公益的施設の設置基準

(目的)

第1 条例第29条の基準は次に定めるものとする。

1 公益的施設

近隣住区			1	2	4
戸数(戸)	50～150	500～1,000	2,000～2,500	4,000～5,000	8,000～
人口(人)	200～600	2,000～4,000	7,000～ 10,000	14,000～ 20,000	10,000 28,000～ 40,000
教育施設		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
福祉施設		保育所 託児所			社会福祉施設
保健		診療所(巡回)	診療所(各科)		病院(入院施設) 保健所
保安		警察派出所(巡回)	巡查駐在所 消防(救急) 派出所		警察署 消防署
集会施設	集会室	集会場			公民館
文化施設					図書館

管理施設		管理事務所	市役所出張所		
通信施設		ポスト 公衆電話	郵便局 電話交換所		
商業施設		日用品店舗		専門店 スーパーマーケット	
サービス		共同浴場	新聞集配所	銀行	映画館 娯楽施設

別表第4(第4条関係)

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例関係様式

様式第1号 開発行為同意申請書

様式第2号 設計説明書

様式第3号 工事計画概要書

様式第4号 公共施設一覧表

様式第5号 委任状

様式第6号 開発行為等に関する施行同意書

様式第7号 都市計画法第32条第1項に基づく同意願出書

様式第8号 都市計画法第32条第2項に基づく協議書

様式第9号 開発行為に関する同意書

様式第10号 開発行為に関する不同意通知書

様式第11号 工事着手届出書

様式第12号 工事完了届出書

様式第13号 開発行為に関する公共施設等検査済報告書

様式第14号 開発行為(建築行為)に関する工事検査済証

様式第15号 開発行為事前協議申請書

様式第16号 開発行為事前協議(変更)承認書

様式第17号 開発行為事前協議不承認通知書

様式第18号 建築行為協議申請書

様式第19号 建築行為(変更)同意書

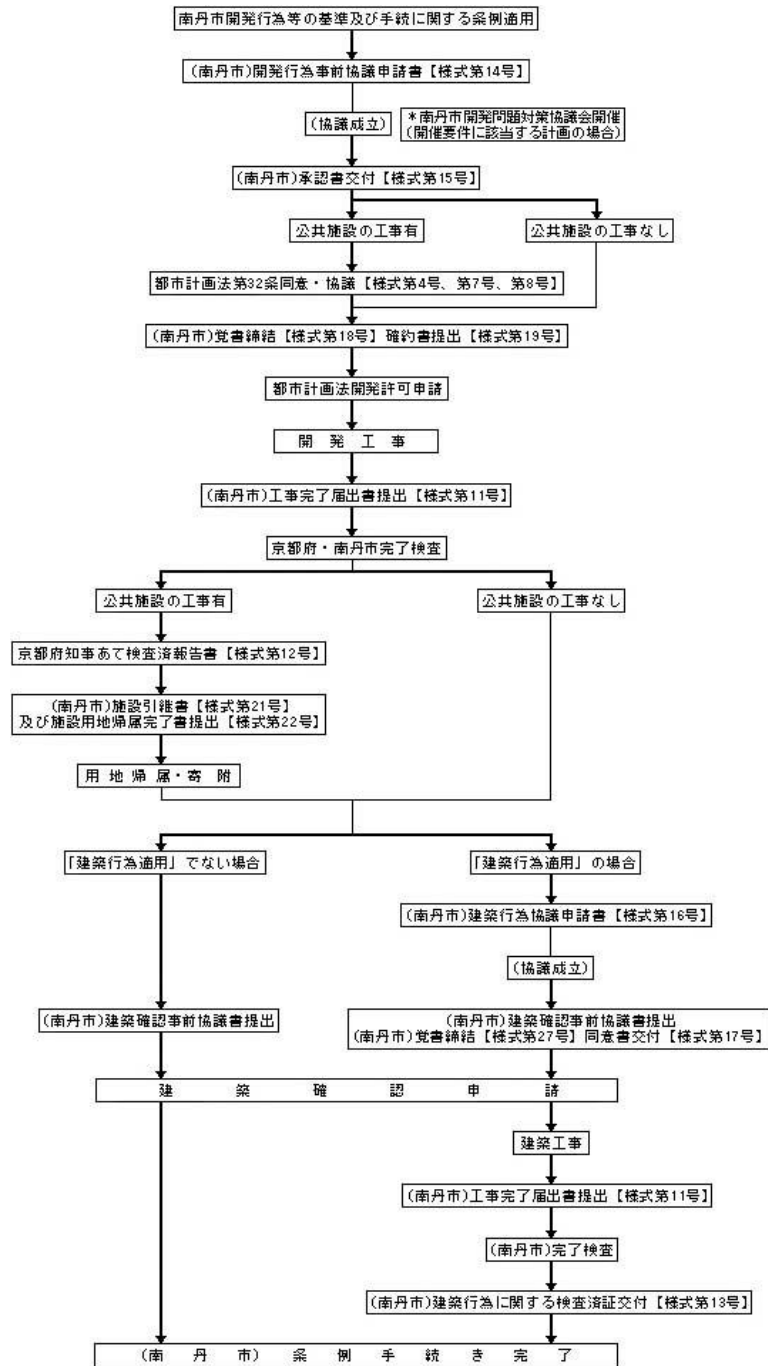
様式第20号 建築行為不同意書

様式第21号 覚書(開発行為)  
様式第22号 確約書  
様式第23号 開発行為等廃止届出書  
様式第24号 開発行為等廃止届受理通知書  
様式第25号 公共公益施設引継書  
様式第26号 公共公益施設用地帰属完了書  
様式第27号 寄附申出書  
様式第28号 開発(建築)行為等変更同意(承認)申請書  
様式第29号 開発(建築)行為等変更届出書  
様式第30号 覚書(建築行為)  
様式第31号 開発行為等表示板  
様式第32号 身分証明書

別図第1(別表第4関係)

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例の様式に係る手続フロー図

【法第29条による開発許可手続が必要なもの】



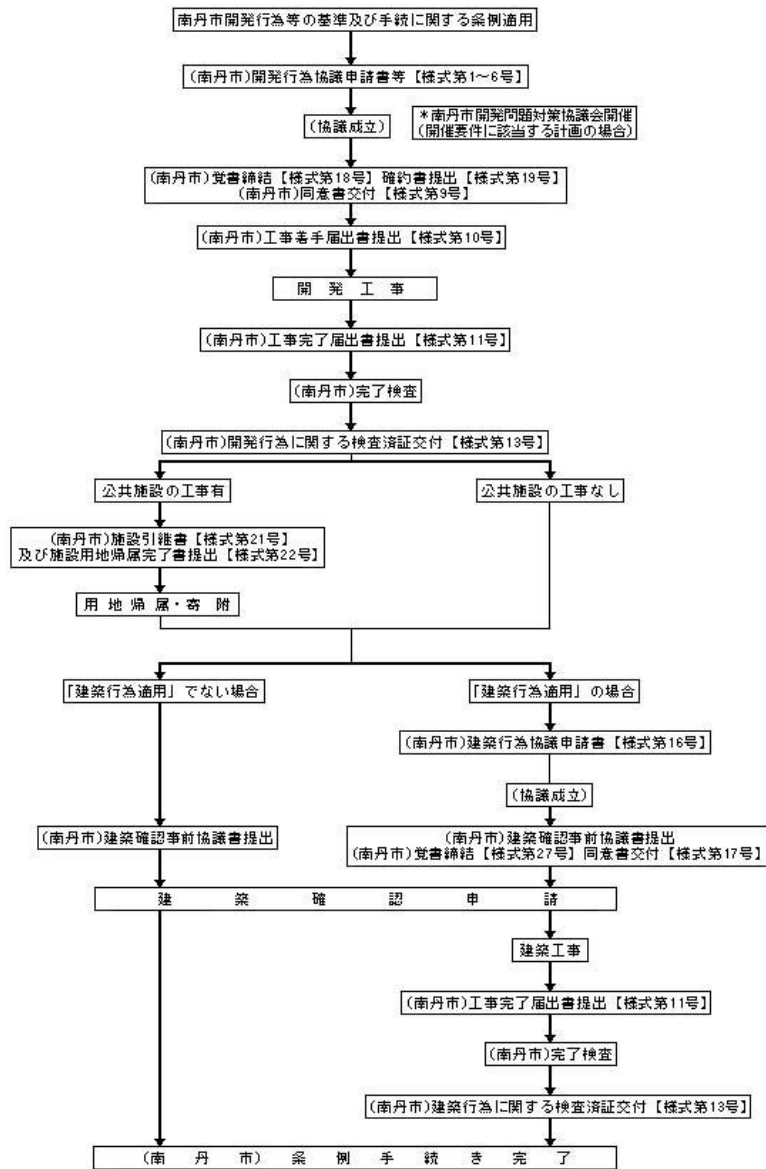
別図第2(別表第4関係)

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例の様式に係る手続フロー図

【条例のみの適用(開発行為から)をうけるもの 法適用なし】

\*ただし、条例第3条第1項第2号の規定による建築行為に係る手続については、【条例のみの適用(建築行為から)を受けるもの 法適用なし】による。

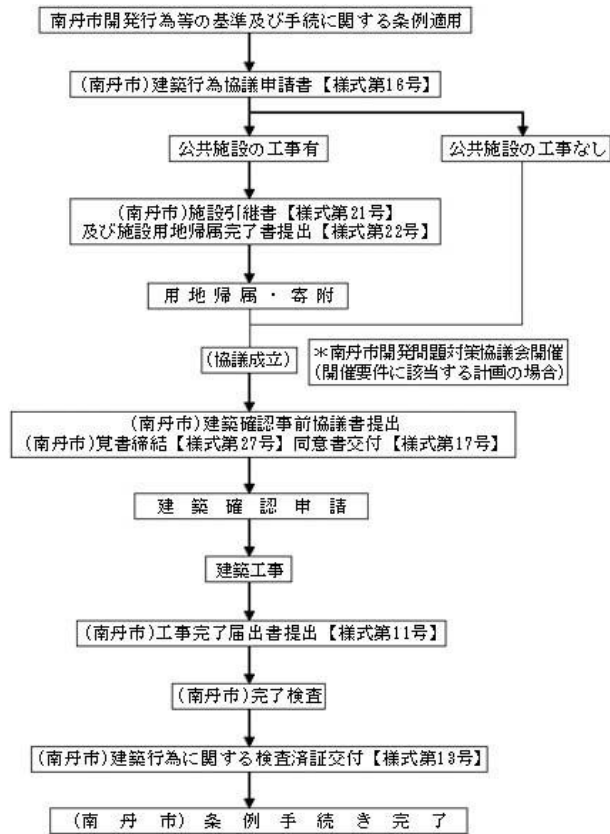




別図第3(別表第4関係)

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例の様式に係る手続フロー図

【条例のみの適用(建築行為から)を受けるもの 法適用なし】



様式第1号(第4条関係)

開 発 行 為 同 意 申 請 書

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第3条の規定に基づき、下記の開発行為について同意を得たいので申請します。

年 月 日

南丹市長 様

事業 者 住 所  
氏 名 ㊦  
電 話

代 理 者 氏 名 ㊦  
電 話

記

開 発 行 為 の 概 要	開発区域の場所	南丹市 (関連区域 )		
	開発区域の面積	(関連区域	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> )	現況地目
	都市計画地域指定	区域区分		用途地域
	予定開発計画	建築物	戸	区画数 区画
	予定工事施行者 (工事業者)	住所		氏名
	工事施行予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	その他法令の許認可 の手続状況			
※ 受付番号	年 月 日		第 号	
※ 同意番号	年 月 日		第 号	
※ 条 件				

(注) 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 提出部数は、特に指示のない場合は3部(正:1部 他:2部写し)とすること。

開発行為協議に必要な添付図書・図面

(添付図書)

- 1 設計説明書……………様式第 2 号
- 2 工事計画概要書……………様式第 3 号
- 3 公共施設一覧表……………様式第 4 号
- 4 委任状……………様式第 5 号
- 5 開発行為に関する施行同意書……………様式第 6 号
- 6 開発計画説明書……………別紙
- 7 印鑑登録証明書
- 8 代表者事項証明書 (法人の場合)  
(登記情報提供業務による登記情報は認めない。)
- 9 利害関係者との協議内容報告書 (区長、隣接地所有者、水利権者、ごみ関係等)
- 10 開発区域・開発関連区域及び開発区域隣接地の土地登記事項証明書  
(登記情報提供業務による登記情報は認めない。)
- 11 構造計算書
- 12 安定計算書
- 13 流量計算書
- 14 現況写真
- 15 地盤調査報告書
- 16 他法令に関する許可書
- 17 その他指示する図書

(添付図面)

- 1 開発区域位置図 1/50,000 以上
- 2 開発区域区域図 1/2,500 以上
- 3 敷地進入経路図 1/2,500 以上
- 4 公図の写し
- 5 現況図 1/2,500 以上
- 6 土地利用計画図 1/1,000 以上
- 7 敷地求積図
- 8 造成計画平面図 1/1,000 以上
- 9 造成計画断面図 1/1,000 以上
- 10 土砂運搬経路図
- 11 雨水・汚水排水  
施設計画平面図 1/500 以上
- 12 雨水排水流域図 1/2,500 以上
- 13 給水施設計画平面図 1/500 以上
- 14 がけの断面図 1/50 以上
- 15 擁壁の断面図 1/50 以上
- 16 境界確定図又は不動産登記法第 14 条第 1 項に定める地図
- 17 公共施設求積図
- 18 構造図
- 19 その他指示する図面

※ 添付図面については「京都府都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」を参考に作成すること。

別 紙

開 発 （ 建 築 ） 計 画 説 明 書

1	工 事 施 行 者 (工 事 業 者)	住 所			
		氏 名			
		電 話			
2	進 入 路 並 び に そ の 幅 員 及 び そ の 他 の 道 路 計 画	進 入 路 名 称		敷 地 の 進 入 幅	m 4m超の場合は理由書
		進 入 路 幅 員	m	拡 幅 後 の 幅 員	m
3	雨 水 排 水 計 画	流 域 面 積	m <sup>2</sup>	開 発 区 域 等 か ら 河 川 ま で の 経 路	
4	ご み 処 理 計 画	ご み 置 場 面 積	m <sup>2</sup> 新 設 ・ 既 設	回 収 方 法	民 間 ・ 公 共
5	給 水 ・ 汚 水 排 水 計 画	給 水			
		汚 水			
6	公 共 施 設 、 公 益 的 施 設 設 置 計 画 と そ の 帰 属 及 び 管 理 者	設 置 す る 施 設	面 積 (箇 所 数)	管 理 者	用 地 の 帰 属
7	都 市 計 画 事 業 及 び 行 政 計 画 事 業	開 発 区 域 内 等 で の 公 共 施 設 整 備 計 画	無 ・ 有 (都 市 計 画 法 (種 類 ) ・ 道 路 法)		
8	他 法 令 手 続 状 況				
9	立 地 基 準 (市 街 化 調 整 区 域)	都 市 計 画 法 第 34 条	その理由		
		( ) 号			
10	宅 地 区 画 割 計 画	区 画 面 積	100m <sup>2</sup> 以上		
		区 画 数			

11	工事中の公害対策				
12	消防・防災関係 ※消防署との協議結果は報告書等で添付	水利の種類	消火栓 防火水槽 その他 ( )	各宅地からの水利までの最大距離	m m m
13	文化財関係				
14	緑化計画				
15	交通安全施設、駐車場等の計画	駐車台数 (うち敷地外)	( 台)	駐輪台数	屋根つき 台 露天 台
16	土砂搬入計画	起点の住所		起点の造成行為の有無 (起点が南丹市内の場合)	有・無
17	その他の事項				

様式第2号(第4条関係)

設計説明書

住所

設計者

氏名



設計の方針	開発の目的							
	基本方針							
	工事中の災害防止計画							
開発区域内の土地の現況	土地の現況	市街化区域 用途地域 ( ) 市街化調整区域	都市計画施設の有無、その他の地域指定					
		区分	宅地	農地	山林	雑種地	その他	計
	地目別概要	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		割合	%	%	%	%	%	%
土地利用計画	区分	宅地用地	公共の用に 供す空地	住宅用地 外の空地	河川・ 水路等	計		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	割合	%	%	%	%	%		
街区設計画	基本計画							
	宅地規模	100m <sup>2</sup> 未満	100~130m <sup>2</sup> 未満	130~150m <sup>2</sup> 未満	150m <sup>2</sup> 以上	計		
	宅地数	戸	戸	戸	戸	戸		

公 共 施 設 整 備	公共の 用に供 する空 地	区 分	道 路	河 川	公園 広場等	水 路	下水道	消防貯 水施設	計
		面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		割 合	%	%	%	%	%	%	%
		管 理 者 と な る べ き 者							
		土 地 の 帰 属							
計 画	上記以 外の公 共施設 用地	施設名	用地		用地		用地		計
		面 積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
		管 理 者 と な る べ き 者							
		土 地 の 帰 属							
そ の 他 必 要 事 項									

- (注) 1 開発区域を工区に分けたときはそれぞれの工区ごとに作成するとともに、総合した開発区域についても作成すること。
- 2 開発の目的の欄には住宅(○戸建又は共同)、工場、倉庫、店舗、宅地分譲、建売分譲等の建設、用途の区分等を記入すること。
- 3 基本方針の欄には、計画上考慮した周辺との関連及び開発計画上特に留意した事項、並びに区域の内外にわたる施設の計画等の概要を記入すること。
- 4 地目別概要のその他欄には、水路、河川、公衆用道路等の合計面積について記入すること。



様式第3号(第4条関係)

工事計画概要書

住所

設計者

氏名



1	切・盛土 土地面積			切土面積	m <sup>2</sup>			
		m <sup>2</sup>		盛土面積	m <sup>2</sup>			
2	切・盛土 土量	切土	m <sup>3</sup>		搬入土量	m <sup>3</sup>		
		盛土	m <sup>3</sup>		搬出土量	m <sup>3</sup>		
3	擁壁	番号	構造		高さ	延長		
					m	m		
					m	m		
		計				m		
4	河川・水路等	番地	種類		内のり寸法	延長		
					m	m		
					m	m		
					m	m		
	計				m			
	下水道	管		渠		マンホール		公共污水枘
	口径	延長	材料	呼名	数量	口径	数量	
5	道路	番号					計	
		幅員	m	m	m	m		
		延長	m	m	m	m		m
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
		路面工法						
6	消防の用に供する貯水施設	貯水槽(箇所)		消火栓(箇所)		池沼川(箇所)		
		縦	m	管径	mm	常時貯水量		m <sup>3</sup>
		横	m	1分間給水量	m <sup>3</sup>	1分間給水量		m <sup>3</sup>
	深さ	m	連続40分間給水可・否		連続40分間給水可・否			

7 公園・広場・緑地	( )	( )	( )	計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
8 がけ面の保護方法				
9 工事中の安全対策				
10 その他の措置				
11 工程の概要				

- (注) 1 擁壁の構造欄には、無筋コンクリート重力式・もたれ擁壁・練積みブロック等具体的に記入すること。
- 2 排水施設の種類欄には、側溝・水路・河川等の別と、コンクリートU型・コンクリート護岸三面張・ブロック護岸三面張等具体的に記入すること。
- 3 道路の路面工法欄には、アスファルト舗装・コンクリート舗装・平板ブロック舗装等を記入すること。
- 4 公園・広場・緑地の( )内は公園・広場・緑地等の別を記入すること。

様式第4号(第4条関係)

公共施設一覧表

条例第11条の規定による公共施設の管理等の協議

1 開発行為に関係がある公共施設

図面 対象 番号	種類	概要			管理者	用地の帰属	工事後の 状況
		幅員・ 寸法	延長	面積			
		m	m	m <sup>2</sup>			

(注)「工事後の状況」欄には存続、一部変更、廃止等を記入すること。

2 新設する公共施設

図面 対象 番号	種 類	概 要			管 理 者	用地の帰属	摘 要
		幅員・ 寸法	延 長	面 積			
		m	m	m <sup>2</sup>			

(注) 1 「新たに設置される公共施設」の欄には、1の公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合に、その旨を記入し、当該帰属の状態を示す図面、その他資料を添付すること。

2 「摘要」の欄には、存続、一部変更、廃止、交換等を記入すること。

様式第5号(第4条関係)

委 任 状

南丹市長 様

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例の規定に基づく協議に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第6号(第4条関係)

開発行為等に関する施行同意書

事業者 \_\_\_\_\_ の計画に係る開発行為等に関する工事の施行  
については、異議なく同意します。

1 土地関係

所在地及び地番	地目	地積	現状	権利種別	同意年月日	権利者住所氏名	同意印

2 工作物関係

所在地及び地番	工作物種別	規模数量 面積	権利種別	同意年月日	権利者住所氏名	同意印

様式第7号(第4条関係)

都市計画法第32条第1項に基づく同意願出書

年 月 日

南丹市長 様

住所  
事業者  
氏名 ㊟

都市計画法第32条第1項の規定により下記のとおり同意を願います。

記

- 1 開発区域の場所 南丹市  
(関連区域 )
- 2 開発区域の面積  $m^2$   
(関連区域の面積  $m^2$ )
- 3 開発行為に関係がある既存の公共施設

図面 対象 番号	種類	施設の概要			管理者	用地の帰属	工事施行後の 状況
		幅員	延長	面積			
		m	m	$m^2$			

(注) 工事施行後の状況欄には、存続、一部変更、廃止等を記入すること。

4 開発行為により新たに設置する公共施設

図面 対象 番号	種類	施設の概要			管理者	用地の帰属	摘要
		幅員	延長	面積			
		m	m	m <sup>2</sup>			

5 添付書類

- (1) 位置図 (S=1/10,000)
- (2) 開発区域図 (S=1/2,500)
- (3) 現況図 (S=1/500)
- (4) 土地利用計画図 (S=1/500)
- (5) 計画平面図 (S=1/500)
- (6) 境界明示図 (S= 1/500)
- (7) 丈量図 (S=1/500)
- (8) その他必要書類

※ 都市計画法第 32 条第 1 項に基づき同意願のあったことについて、上記願出書のとおり同意する。

年 月 日

南丹市長



(備考) 願出書は 2 通提出すること。



様式第 8 号(第 4 条関係)

都市計画法第 32 条第 2 項に基づく協議書

年 月 日

南丹市長 様

住所  
事業者  
氏名 ㊟

都市計画法第 32 条第 2 項の規定により下記の公共施設の管理について協議します。

記

1 開発区域の場所 南丹市

(関連区域 )

2 協議事項

図面 対象 番号	種類	施設の概要			管理者	用地の帰属	摘要
		幅員	延長	面積			
		m	m	m <sup>2</sup>			

(注) 既存の施設に代えて新しく設置した公共施設については、摘要欄に交換と記入すること。

### 3 特記事項

### 4 添付書類

- (1) 位置図(S=1/10,000)
- (2) 現況図(S=1/500)
- (3) 計画平面図(S=1/500)
- (4) その他必要書類

※ 都市計画法第32条第2項に基づき協議のあったことについて、上記により協議が成立したことを証する。

年 月 日

南丹市長



- (備考) 1 協議書は2通提出すること。
- 2 本書と都市計画法第32条第1項の規定に基づく同意願を同時に提出するときは、同意願出書添付図面に所要の記載を行い、本書の図面添付を省略することができる。

様式第9号(第4条関係)

開発行為に関する同意書

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第3条(第6条)の規定により協議のあつた開発行為について、下記の条件を付して(変更)同意しましたので、同条例第5条の規定により通知します。

年 月 日

様

南丹市長



記

開発行為の概要	開発区域の場所	南丹市 (関連区域 )		
	開発区域の面積	(関連区域	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> )	現況地目
	都市計画地域指定	区域区分	用途地域	
	予定開発計画	建築物	戸	区画数 区画
	予定工事施行者 (工事業者)	住所 氏名		
	工事施行予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	その他必要事項			
受付番号	年 月 日 第 号			
同意番号	年 月 日 第 号			
条件				

様式第 10 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

様

南丹市長



開発行為に関する不同意通知書

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 3 条の規定により協議のあった開発行為について、下記の理由により不同意としましたので、同条例第 5 条の規定により通知します

記

開発行為の概要等	開発区域の場所	南丹市 (関連区域 )	
	開発区域の面積	m <sup>2</sup> (関連区域 m <sup>2</sup> )	現況地目
	都市計画地域指定	区域区分	用途地域
	予定開発計画	建築物 戸	区画数 区画
	予定工事施行者 (工事業者)	住所 氏名	
	工事施行予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	不同意の理由		
受付番号	年 月 日 第 号		

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 3 月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます(なお、決定を知った日から 3 月以内であっても、決定のあった日から 1 年を経過したときは正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は実施機関の長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは正当な理由があるときを除き、決定の取消の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 11 号(第 4 条関係)

工事着手届出書

年 月 日

南丹市長 様

事業者 住所  
氏名 ㊟  
電話

下記の開発行為に関する工事に着手しましたので、届け出ます。

記

同意年月日・番号	年 月 日	第 号
開発区域の場所	南丹市	
工事着手年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
工事施行者 (工事業者)	住所	
	氏名	(電話 )
現場管理者	氏 名	
	連絡先住所	(電話 )

(注) 添付図書 (適宜必要な図書を添付)

- (1)位置図 (3)工事看板写真  
(2)工事工程表 (4) 工事業者連絡先一覧

様式第 12 号(第 4 条関係)

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

南丹市長 様

事業者 住所  
氏名 ㊦  
電話

下記の開発行為(建築行為)に関する工事が完了しましたので、南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 33 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 同意年月日・番号	年 月 日	第 号
2 開発(建築)区域の場所	南丹市	
3 工事完了年月日	年 月 日	
4 工事施行者 (工事業者)	住所	
	氏名	(電話 )
※ 完了検査年月日	年 月 日	

(注) 添付図書(適宜必要な図書を添付)

- (1) 位置図 (2) 完成図面(計画高を黒字、出来高を赤字で表示)
- (3) 工事写真(工事中、完成、全景、写真位置図) (4) 公共施設求積図
- (5) 道路埋設物位置図 (6) 舗装関係資料

様式第 13 号(第 4 条関係)

開発行為に関する公共施設等検査済報告書

第 号  
年 月 日

京都府知事 様

南丹市長 印

下記の開発行為に関する工事のうち、本市が引き継ぐこととなる公共施設等について、完了検査を行いましたので報告します。

記

1 開発行為の事業者	住 所 氏 名		
2 開発区域の場所	南丹市		
3 工事完了検査年月日	年 月 日		
4 検査員職氏名			
5 検査対象公共施設等	(京都府許可番号 号)		
番号	施設等の種類	施設等の概要	備 考

様式第 14 号(第 4 条関係)

開発行為(建築行為)に関する工事検査済証

第 号  
年 月 日

南丹市長



下記の開発行為(建築行為)に関する工事は、検査の結果、南丹市開発行為等の基準及び  
手続に関する条例第 3 条の規定による同意の内容に適合していると判定されたので、その  
旨を証明する。

記

1 同意番号	南丹市指令第 号
2 同意年月日	年 月 日
3 開発(建築)区域の場所	南丹市
4 事業者	住所 氏名
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検査員職氏名	



様式第 15 号(第 4 条関係)

開発行為事前協議申請書

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 7 条の規定により下記の開発行為について、申請書を提出します。

年 月 日

南丹市長 様

住所  
事業者 氏名 ㊟  
電話  
住所  
代理者 氏名 ㊟  
電話

記

開発行為の概要	1 開発区域の場所	南丹市 (関連区域 )
	2 開発区域の面積	m <sup>2</sup> 現況地目 (関連区域 m <sup>2</sup> )
	3 都市計画地域指定	区域区分 用途地域
	4 予定建築物等の用途及び区画数	
	5 工事着工予定年月日	年 月 日
	6 工事完成予定年月日	年 月 日
	7 法第 34 条該当の場合該当号及びその理由	
	8 その他法令の許認可の手続状況	

※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 指示事項		
※ 承認番号	年 月 日	第 号

(注) 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 提出部数は、特に指示のない場合は3部(正:1部 他:2部写し)とすること。

開発行為事前協議に必要な添付図書・図面

(添付図書)

- 1 委任状……………様式第5号
- 2 開発行為に関する施行同意書……………様式第6号
- 3 開発計画説明書……………様式第1号別紙
- 4 印鑑登録証明書(写しで可とする。)
- 5 代表者事項証明書(法人の場合)  
(写しで可とする。ただし、登記情報提供業務による登記情報は認めない。)
- 6 利害関係者との協議内容報告書(区長、隣接地所有者、水利権者、ごみ関係等)
- 7 開発区域・開発関連区域及び開発区域隣接地の土地登記事項証明書  
(写しで可とする。ただし、登記情報提供業務による登記情報は認めない。)
- 8 構造計算書
- 9 安定計算書
- 10 流量計算書
- 11 現況写真
- 12 地盤調査報告書
- 13 他法令に関する許可書
- 14 その他指示する図書

(添付図面)

- 1 開発区域位置図 1/50,000 以上
- 2 開発区域区域図 1/2,500 以上
- 3 敷地進入経路図 1/2,500 以上
- 4 公図の写し
- 5 現況図 1/2,500 以上
- 6 土地利用計画図 1/1,000 以上
- 7 敷地求積図
- 8 造成計画平面図 1/1,000 以上
- 9 造成計画断面図 1/1,000 以上
- 10 土砂運搬経路図
- 11 雨水・汚水排水  
施設計画平面図 1/500 以上
- 12 雨水排水流域図 1/2,500 以上
- 13 給水施設計画平面図 1/500 以上
- 14 がけの断面図 1/50 以上
- 15 擁壁の断面図 1/50 以上
- 16 境界確定図又は不動産登記法第14条第1項に定める地図
- 17 公共施設求積図
- 18 構造図
- 19 その他指示する図面

※ 添付図面については「京都府都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」を参考に作成すること。

様式第 16 号(第 4 条関係)

開発行為事前協議 (変更) 承認書

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 7 条第 1 項 (第 4 項) の規定により事前協議のあった開発行為について、下記の指示事項を付して (変更) 承認しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

様

南丹市長



記

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域の場所	南丹市 (関連区域 )
	2 開発区域の面積	m <sup>2</sup> 現況地目 (関連区域 m <sup>2</sup> )
	3 都市計画地域指定	区域区分 用途地域
	4 予定建築物等の 用途及び区画数	
	5 工事着工予定年月日	
	6 工事完成予定年月日	
	7 法第 34 条該当の場合 該当号及びその理由	
	8 その他必要事項 (変更事項)	
受付番号	年 月 日 第 号	
指示事項		
承認番号	年 月 日 第 号	

様式第 17 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

様

開発行為事前協議不承認通知書

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 7 条第 1 項の規定により事前協議のあった開発行為について、下記の理由により不承認としましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

南丹市長



記

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域の場所	南丹市 (関連区域 )
	2 開発区域の面積	m <sup>2</sup> 現況地目 (関連区域 m <sup>2</sup> )
	3 都市計画地域指定	区域区分 用途地域
	4 予定建築物等の 用途及び区画数	
	5 工事着工予定年月日	
	6 工事完成予定年月日	
	7 法第 34 条該当の場合 該当号及びその理由	
	8 不承認の理由	
受付番号	年 月 日	第 号

(教示)

1. この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 3 月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます(なお、決定を知った日から 3 月以内であっても、決定のあった日から 1 年を経過したときは正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。)
2. この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は実施機関の長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは正当な理由がある時を除き、決定の取消の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 18 号(第 4 条関係)

建築行為協議申請書

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 3 条の規定に基づき、下記の建築行為について同意を得たいので申請します。

年 月 日

南丹市長 様

事 業 者 住 所  
氏 名 ㊟  
電 話  
代 理 者 氏 名 ㊟  
電 話

記

建 築 行 為 の 概 要	1 建築区域の場所	南丹市 (関連区域 )
	2 建築区域の面積	(関連区域 m <sup>2</sup> )
	3 都市計画地域指定	区域区分 用途地域
	4 建築計画	建築物用途 建築戸数 戸
	5 工事施行者住所 (工事業者) 氏名	
	6 工事施行予定期間	年 月 日～ 年 月 日
	7 その他法令の許認可 の手続状況	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 条 件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

(注) 1 ※印のある欄は、記載しないこと。

建築行為協議に必要な添付図書・図面

(添付図書)

- 1 建築計画説明書…………… 様式第 1 号別紙
- 2 委任状……………様式第 5 号
- 3 建築行為に関する施行同意書……………様式第 6 号
- 4 土地登記事項証明書  
(写しで可とする。ただし、登記情報提供業務による登記情報は認めない。)
- 5 印鑑登録証明書
- 6 代表者事項証明書(法人の場合)  
(写しで可とする。ただし、登記情報提供業務による登記情報は認めない。)
- 7 利害関係者との協議内容報告書(区長、隣接地所有者、水利権者、ごみ関係等)
- 8 その他指示する図書

(添付図面)

- 1 位置図 1/2,500
- 2 配置図(計画平面図) 1/100 以上  
※駐車スペース等を明記し、面積を算出すること。  
※敷地内の排水経路を雨水、污水ごとに明記すること。
- 3 敷地求積図 1/100 以上
- 4 公図(写し)
- 5 境界確定図又は不動産登記法第 14 条第 1 項に定める地図
- 6 各階平面図 1/100 以上
- 7 立面図 1/100 以上(4 面以上)
- 8 雨水・污水排水施設計画平面図 1/500 以上
- 9 雨水排水流域図 1/2,500 以上
- 10 給水施設計画平面図 1/500 以上。
- 11 排水施設構造図
- 12 その他指示する図面  
※屋根付き駐輪場詳細図(カタログ)等  
※ごみ置き場詳細図(カタログ)等

様式第 19 号(第 4 条関係)

建築行為（変更）同意書

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 3 条（第 6 条）の規定により申請のあった建築行為について、下記の条件を付して（変更）同意しましたので、同条例第 5 条の規定により通知します。

年 月 日

様

南丹市長



記

建築行為の概要	建築区域の場所	南丹市 (関連区域 )
	建築区域の面積	m <sup>2</sup> (関連区域 m <sup>2</sup> )
	都市計画地域指定	区域区分 用途地域
	建築計画	建築物用途 建築戸数 戸
	工事施行者住所 (工事業者) 氏名	
	工事施行予定期間	年 月 日～ 年 月 日
	その他必要事項 (変更事項)	
受付番号	年 月 日 第 号	
同意番号	年 月 日 第 号	
条件		

様式第 20 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

様

建築行為不同意書

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 3 条の規定により協議のあった建築行為については、下記の理由により不同意としましたので、同条例第 5 条の規定により通知します。

南丹市長



記

建築行為の概要	建築区域の場所	南丹市 (関連区域 )
	建築区域の面積	m <sup>2</sup> (関連区域 m <sup>2</sup> )
	都市計画地域指定	区域区分 用途地域
	建築計画	建築物用途 建築戸数 戸
	工事施行者住所 (工事業者) 氏名	
	工事施行予定期間	年 月 日～ 年 月 日
	不同意の理由	
受付番号	年 月 日 第 号	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます(なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定のあった日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して6月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は実施機関の長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは正当な理由がある時を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。



様式第21号(第4条関係)

覚書(開発行為)

南丹市 地内において、 (以下「甲」という。)が開発行為等を行うことについて、南丹市が定める南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき当該事業の円滑な遂行を期すため、南丹市長(以下「乙」という。)と甲は、次のとおり覚書を交換する。

第1 甲は、条例並びにこの覚書に記載する事項を誠実に履行するとともに、常に良好な都市環境を確保するための措置をとるものとする。

第2 甲は、他の法令等に基づき、当該開発行為に伴い必要な許可申請等は、別途所定の手続を行い、その許可後着工するものとする。

第3 乙は、甲の開発行為について下記の条件を付して、甲の施行に協力するものとする。なお、乙は乙の所管事項について、甲の申請等を受理したときは、この協議に基づき、速やかにその措置をするものとする。

- (1) 甲は、当該開発行為の施行中、区域の内外にわたり被害を生じることのないよう災害防止のための必要な措置を講じること。なお、万一被害を生じたときは、甲の責任により迅速にその復旧措置並びに被害補償について誠意を持って解決すること。
- (2) 甲は、当該開発行為により設置する公共施設又は公益的施設等のうち、公共機関の管理と協議が整った施設以外の施設等については、明確に管理者及び維持管理方法等を定め甲に届け出るとともに、居住予定者の理解と協力措置を講じること。
- (3) 甲は、甲の開発計画のうち居住者の利益措置として、次の施設を設置するものとする。

図示番号	施設の名称	施設の概要	同敷地面積	備考

- (4) 甲は、工事完了公告の翌日又は条例の規定による検査済証の交付日から、引継ぎとなる公共、公益施設については、向こう2年間工事目的の瑕疵を補修し、又はその瑕疵から生ずる損害について、甲又は第三者に対して賠償の責めを負うものとする。

上記のとおり協議が成立したことの証として本覚書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 南丹市長

様式第 22 号(第 4 条関係)

確 約 書

年 月 日

南丹市長 様

住 所  
事業者  
氏 名 ㊟

南丹市 地内における開発行為について、貴市による同意を受けるに当たり、下記のことを確約いたします。

記

- 1 当該開発区域の公共、公益施設用地で南丹市に用地帰属又は寄附するものについては、開発行為に関する工事検査済証交付の日から 3 箇月以内に、事業者の負担により、南丹市に用地帰属又は寄附いたします。  
また、市による開発行為完了検査の日までに次の書類(各 2 部)を提出いたします。
  - (1) 登記承諾書
  - (2) 印鑑登録証明書
  - (3) 代表者事項証明書(法人の場合)
  - (4) 完成図面(上下水道・電柱・ガス管等の位置を記載した平面図及び断面図)
- 2 電柱の建設については、次のとおりといたします。
  - (1) 電柱の建設位置については、市と協議の上で決定します。
  - (2) 電柱建設後に、道路舗装を行いその後に開発行為の完了検査を受けるものとします。
  - (3) 電気事業者より市道認定後の市道占用のための関係書類を、開発行為に関する工事検査済証交付の日から 3 箇月以内に提出させます。
- 3 開発区域内におけるガス設備については、次のとおりといたします。
  - (1) 開発区域内におけるガス事業者は次のとおりです。

ガス事業者 住 所  
氏 名  
電 話

(2) 市道となる道路の地下に埋設する場合は、ガス事業者より市道認定後の市道占用のための関係書類を、開発行為に関する工事検査済証交付の日から3箇月以内に提出します。

4 次の事項については、宅地購入者(入居時)に説明を行い、売買契約書に1項を設けて記載いたします。

(1) 宅地購入者(入居者)は次のことに努め、市の「南丹市美しいまちづくり条例」に基づく良好な住環境保全と増進を図ります。

ア 私有地(購入地)の緑化

イ 道路や側溝の清掃

ウ 河川や水路の水質保護

エ 公共下水道の接続予定地は、雨水を下水道に放流しない。

(2) 宅地購入者(入居者)は、次の施設の日常維持管理補修等を行うことを了承する。

ア 公園(遊具、フェンス等含む。)

イ 不燃焼物置場

ウ 集会所用地及び施設

エ 街灯

オ 集中式浄化槽(公共下水道に接続し、施設が不要となった時は、施設を入居者において清掃・撤去すること。)

カ 下水道施設(管渠及びマンホール。公共下水道に接続し、施設が不要となった時は、原則として施設を入居者において清掃・撤去すること。)

キ 各戸沈澱槽

以上

様式第 23 号(第 4 条関係)

開発行為等廃止届出書

年 月 日

南丹市長 様

住 所  
事業者  
氏 名

印

南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 3 条(第 7 条)の規定により同意(承認)を受けた開発行為等(同意(承認)番号 年 月 日付け第 号)を、下記のとおり廃止したので届け出ます。

記

1 開発行為等を廃止した年月日	年 月 日
2 開発区域又は建築区域の場所	南丹市 (関連区域 )
3 開発区域又は建築区域の面積	m <sup>2</sup> (関連区域 m <sup>2</sup> )
4 廃止の理由	
5 廃止時の工事の状況及び防災措置	
6 廃止に係る手続法令等	
7 廃止に係る特記事項	

(注) 1 市同意書を添付すること。

2 本書の届出印は協議申請書等に押印されたものを使用すること。

様式第 24 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

開発行為等廃止届受理通知書

様

南丹市長



年 月 日付けで提出のありました下記開発行為等に係る開発行為等廃止届については、これを受理したので南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 34 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 廃止事業者
- 2 廃止の届出を受けた場所及びその面積

様式第 25 号(第 4 条関係)

公共公益施設引継書

年 月 日

南丹市長 様

住 所

事業者

氏 名

Ⓜ

開発行為により施工並びに設置しました公共公益施設の工事が完了しましたので、下記のとおり関係図書を添えて引継ぎいたします。

記

1 開発行為同意番号

2 開発区域の場所 南丹市

3 添付図書

- (1) 公共公益施設用地帰属完了書
- (2) 付近見取図(縮尺 1/2, 500)
- (3) 登記承諾書
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 代表者事項証明書(法人の場合)
- (6) 地籍測量図(国・府・市・公園・水路等色分し着色)
- (7) 都市計画法第 32 条の同意、協議の写し
- (8) 造成完了平面図(公共用地境界表示図、境界を朱線で表示)
- (9) 土地利用計画図
- (10) 構造図
- (11) 地下埋設物等表示図(地上を含む占有物件について表示)
- (12) その他  
※都市計画法第 29 条の開発許可の場合は京都府公報の写し

4 引き継ぐ公共施設

図面番号	施設の名称	施設の概要	敷地面積等	備考

5 引き継ぐ公益施設

図面番号	施設の名称	施設の概要	敷地面積等	備考

6 占有物件調書

図面番号	種別(地下・地上)	施設の概要	引継ぎ先



様式第 26 号(第 4 条関係)

年 月 日

南丹市長 様

住 所  
事業者  
氏 名



公共公益施設用地帰属完了書

開発行為により施設を設置した下記の土地は、都市計画法第 40 条第 1 項の規定に基づき  
年 月 日(工事完了公告の翌日)付けで、南丹市に帰属しました。  
よって、登記に必要な書類等を添付して届け出ます。

記

- 1 開発行為等同意(承認)番号
- 2 開発区域の場所 南丹市
- 3 添 付 書 類
  - (1) 帰属する土地の登記事項証明書 一筆につき  
(所有権以外の登記、仮登記のないもの)
  - (2) 公図写し(確定) 着色
  - (3) 造成完了平面図
  - (4) 公共用地求積図、地積測量図
  - (5) 京都府公報(完了公告部分)写し

検査済証交付日	年 月 日	第 号
完了告示日	年 月 日	第 号
市移管日	年 月 日	第 号

4 帰属土地調査

物件の所在地	地番	地目	土地の面積		公共用地の種類	備考
			登記簿 m <sup>2</sup>	実測 m <sup>2</sup>		

様式第 27 号(第 4 条関係)

寄 附 申 出 書

年 月 日

南丹市長 様

住 所  
申出者  
氏 名

㊟

下記の物件を寄附いたします。

物件の表示	土 地	所在地	南丹市	
		地 目		
		地 積	m <sup>2</sup>	
	建 物	所在地	南丹市	
		構 造		
		数 量	棟 ・ 床面積 m <sup>2</sup> ・ 延面積 m <sup>2</sup>	
当該物件の時価評価額		円		
寄附による履行措置及び条件	(1) 履 行 措 置			
	ア 当該物件の所有権以外の質権、抵当権、先取得権、賃借権及びその他一切の権利は存在しません。万一故障あるときは、申出者においてすべて解決致します。			
	イ 所有権移転登記に要する関係書類の提出及び諸手続は、指定に従い直ちに私において履行致します。			
ウ 当該寄附については、後日補償等一切の要求は致しません。				
寄附の目的	(2) 寄附の条件			
	ア 所有権移転登記完了後に発生する当該物件に対する公租公課、その他の賦課金等については、南丹市の負担とする。			
	イ 本寄附申出書に必要な収入印紙等は、南丹市の負担とする。			
ウ その他の条件				
南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例による開発行為等により整備した公共施設の引き継ぎのため。				

様式第 28 号(第 4 条関係)

開発(建築)行為等変更同意(承認)申請書

南丹市開発行為等の基準及び手続きに関する条例第 6 条(第 7 条第 4 項)の規定により申請します。	
年 月 日	
南丹市長 様	
事業者 住 所 氏 名 ㊟	
開発(建築)区域の場所	南丹市 (関連区域 )
開発(建築)区域及び 関連区域面積	関連区域 $m^2$
変 更 の 内 容	変更前
	変更後
変 更 の 理 由	
同意(承認)年月日及び 同意(承認)番号	年 月 日 第 号
添 付 図 書	※添付図書については、変更に係る全ての書類及び図面

様式第 29 号(第 4 条関係)

開発(建築)行為等変更届出書

南丹市開発行為等の基準及び手続きに関する条例第 6 条第 4 項(第 7 条第 6 項)の規定により届け出ます。

年 月 日

南丹市長 様

事業者 住 所  
氏 名

㊟

開発(建築)区域の 場所	南丹市	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
同意(承認)年月日 及び同意(承認)番 号	年 月 日 第 号	
添 付 図 書		

担当確認印

--

※添付図書については、変更に係る全ての書類及び図面

様式第 30 号(第 4 条関係)

覚書(建築行為)

南丹市 地内において、 (以下「甲」という。)が建築行為をすることについて、南丹市が定める南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき当該事業の円滑な遂行を期すため、南丹市長(以下「乙」という。)と甲は、次のとおり覚書を交換する。

第 1 甲は、条例並びにこの覚書に記載する事項を誠実に履行するとともに、常に良好な都市環境を確保するための措置をとるものとする。

第 2 甲は、他の法令等に基づき、当該建築行為に伴い必要な許可申請等は、別途所定の手続を行い、その許可後着工するものとする。

第 3 乙は、甲の建築行為について下記の条件を付して、甲の施行に協力するものとする。なお、乙は乙の所管事項について、甲の申請等を受理したときは、この協議に基づき、速やかにその措置をするものとする。

(1) 甲は、当該建築行為の施行中、区域の内外にわたり被害を生じることのないよう災害防止のための必要な措置を講じること。なお、万一被害を生じたときは、甲の責任により迅速にその復旧措置並びに被害補償について誠意を持って解決すること。

(2) 甲は、条例の規定による検査済証の交付日から、引継ぎとなる公共施設、公益的施設については、向こう 2 年間工事目的の瑕疵を補修し、又はその瑕疵から生ずる損害について、乙又は第三者に対して賠償の責めを負うものとする。

上記のとおり協議が成立したことの証として本覚書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 

乙 南丹市長 

様式第 31 号(第 4 条関係)

開 発 行 為 等 表 示 板

開 発 行 為 に 関 す る 工 事	
証	開 発 行 為 の 内 容
1 工事の名称 (任意)	
2 開発区域の場所	(関連区域)
3 開発区域の面積	㎡ (関連区域)                      ㎡
4 工事期間	年 月 日から                      年 月 日まで
5 事業主	住 所
	氏 名
6 設計者	住 所
	氏 名
7 工事施行者 (工事業者)	住 所
	氏 名
8 現場管理者	住 所
	氏 名

注 (1)表示板は、縦 80cm、横 90cm とし、自立可能な脚又は仮囲いその他これらに類するものに定着させること。

(2)右図の許可証を貼付け、かつ、検査済証の交付まで掲出すること。

南丹市
証
南丹市指令第 号
年月日

大きさは、縦横とも 8cm。

様式第 32 号(第 4 条関係)

身分証明書

所属

職名

氏名

上記の者は、南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 37 条第 1 項の規定により、開発行為等が行われている土地又は同意による行為が行われている土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる者であることを証明する。

年 月 日

有効期限 年 月 日

南丹市長

印

注 (1) 証明書の大きさは、縦 5.5cm 横 9cm とする。



登記承諾書(都市計画法第40条による帰属)

登 記 承 諾 書

(兼 登記原因証明情報)

下記土地は、都市計画法第40条第 項の規定により、 年 月 日、南丹市に帰属し、同日所有権が移転したので、所有権移転登記する事を承諾致します。

年 月 日

住 所 .....

氏 名 ..... 印

南丹市長 様

記

土 地 の 表 示

市 町	字	小 字	地 番	地 目	帰属用地々積
					m <sup>2</sup>

登記承諾書(上記以外)

登 記 承 諾 書

(兼 登記原因証明情報)

私所有の下記土地は、南丹市の 用地として、 年 月 日、南丹市に寄付し、同日所有権が移転したので、不動産登記法第116条の規定による所有権移転登記する事を承諾致します。

年 月 日

住 所 .....

氏 名 ..... 印

南丹市長 様

記

土 地 の 表 示

市 町	字	小 字	地 番	地 目	寄付用地々積
					m <sup>2</sup>

